

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年10月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第20号

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則(令和2年永平寺町規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「永平寺町志比北地区及び鳴鹿山鹿地区」を「鳴鹿区、山鹿区、下浄法寺区、殿村区、上浄法寺区、岩野区、吉波区、栃原区、志比区、荒谷区、市野々区、京善区、寺本区、けやき台区、諏訪問区、諏訪問団地区、東諏訪問区、松岡吉野堺区、松岡吉野区、松岡小畑区、松岡宮重区、松岡西野中区、松岡湯谷区及び松岡上吉野区」に改める。

第12条第2項第2号中「総合政策課」を「本庁」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。